

令和 8 年度就学支援金

・書類一覧

- (1) 令和 8 年度 高等学校等就学支援金の申請について（通知）
- (2) リーフレット「大切なお知らせ、高校生の「授業料支援制度」が新しくなります」

※e-Shien のログイン ID 通知書は、別添の茶封筒に入れて配付します。
卒業するまで使用しますので、紛失されないよう注意をお願いします。

・前工事務室からのお知らせ

4 月中・下旬の e-Shien システム障害により、申請の登録開始が遅れておりました。
申請期間が短くて大変申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

●全保護者が行うこと
日本国籍の場合



e-Shien での入力・申請

入力期限 5 月 7 日（木）

●全保護者が行うこと
国籍が日本国以外の場合



紙の申請書を事務室で受領

受領期限 4 月 30 日（木）

※e-Shien の入力は（1）通知の裏面 QR コード
またはログイン ID 通知書の QR コードからログインしてください。

※新入生の e-Shien 入力の流れ（詳細はマニュアルをご確認ください）

- ①e-shien ログイン
- ②「意向登録」ボタンをクリック
- ③意向登録画面で申請を希望する
- ④登録結果画面で一番下の
「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリック
- ⑤認定申請登録画面で申請する
- ⑥認定申請登録確認画面が出れば終了です

令和 8 年 4 月 2 8 日

生徒・保護者各位

群馬県立前橋工業高等学校
校長 齊藤 宏之

高等学校等就学支援金の申請について

日頃、本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年度における高等学校等就学支援金の申請について、次の説明を御覧いただき、
手続をお願いします。

I 高等学校等就学支援金（新制度）とは

- ◆ 高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。生徒に代わり国と群馬県が授業料を負担します。貸与型の奨学金制度とは異なり、返済は不要です。

<令和 8 年度における制度改正>

- ・ 保護者等の所得に関する要件が撤廃されました。
- ・ 新たに生徒本人の国籍・在留資格等に関する要件が導入されました。

(備考)

- ※ 生徒本人や保護者が直接支給を受けるものではありません。生徒本人に代わって学校設置者（群馬県や市・学校組合）が受け取り、納めるべき授業料に充当します。
- ※ 就学支援金と授業料に差額がある場合、差額分は自己負担となります。
- ※ 本制度を利用するためには、学校が指定する期限までに申請が必要です。
- ※ 申請しない場合や支給要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。

II 支給要件について

- ◆ 次の(1)から(4)のすべての要件に該当する方が対象です。
 - (1) 生徒本人が日本国内に住所を有する
 - (2) 高等学校等を卒業又は修了していない
 - (3) 高等学校等に在学した期間（転退学等の場合を含む。）が、全日制課程の場合は通算して 36 か月を超えていない、定時制及び通信制課程の場合は通算して 48 か月を超えていない
 - (4) 生徒本人が日本国籍を有している、または、日本国籍以外で一定の在留資格等を有する
- ※ 令和 8 年度から、保護者等の所得に関する要件（世帯年収目安約 910 万円未満）は撤廃されたため、保護者等の収入に関する確認は行いません。
- ※ 高校生等臨時支援金制度は、令和 7 年度末をもって終了しました。

III 申請手続について

- ◆ 就学支援金の受給により授業料が実質無償化されるには申請が必要です。

I 申請時期

4 月：すべての生徒（年 1 回）

- ・ 令和 8 年度は支給要件が見直されたため、在校生（2 年生以上）も含めたすべての生徒について 4 月に申請手続きが必要です。
- ・ 令和 7 年度以前は、新入生は 4 月（入学時）と 7 月の年 2 回、在校生は 7 月の年 1 回の申請でしたが、制度見直しに伴い、いずれも 4 月の年 1 回の申請手続きとなりました。

2 申請方法

◆ 申請方法は、生徒本人の国籍が「日本国」か「日本国以外」かによって異なります。

(1) 生徒本人が「日本国籍」を有する場合

◎ 高等学校等就学支援オンライン申請システム (e-Shien) により申請を行います。

- ・ 以下の URL からオンライン申請システム (e-Shien) へアクセスし、学校から配布されたログイン ID 通知書に記載のログイン ID とパスワードを入力してログインし、手続きを行います。
- ・ 原則として申請手続はオンラインで完結し、追加書類の提出は不要です。

<入力期限> 令和8年5月7日 (木) ※厳守

【重要】

次の QR コード (または URL) 以外の方法によるアクセスは行わないでください。
フィッシングサイトにつながる恐れがあります。

● e-Shien オンライン申請システム

<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

e-Shien ログインはこちら→

● e-Shien オンライン申請システム利用マニュアル

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

利用マニュアルはこちら→



(備考)

- ・ ログイン ID 通知書を紛失した場合やオンラインシステムが利用できない場合、紙の申請書による申請を希望する場合は、学校事務室にご連絡ください。

(2) 生徒本人の国籍が「日本国以外」の場合

◎ 申請書 (書面) により申請を行います。

- ・ 令和8年4月30日 (木) までに学校事務室にご連絡ください。
- ・ 申請書を学校事務室でお渡しします。申請書に必要事項を記入し、生徒本人の在留資格等を証明する書類 (※) を申請書に添えて学校事務室へ提出してください。

<提出期限> 令和8年5月7日 (木) ※厳守

※ 在留資格等の要件や必要書類は、別添リーフレット 3 ページ「日本国籍以外の方用」をご覧ください。詳細は、申請書をお渡しする際にご案内します。

※ 在留資格等の要件を満たさず就学支援金 (新制度) が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、リーフレット 4 ページ「就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援」をご覧ください。申請手続等についてご案内しますので、学校事務室までご連絡ください。

IV 「奨学のための給付金制度」について

就学支援金とは異なる制度として、教科書費、教材費など授業料等以外の教育費を支援する返還不要の「奨学のための給付金制度」があります。対象者や申請手続については別途ご案内します。

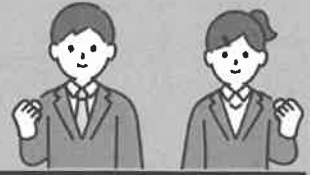
就学支援金の申請方法が不明な場合は、
学校事務室にご連絡ください。

群馬県立前橋工業高等学校事務室
担当：大澤
電話：027-264-7100
(平日 8:30~17:00)

大切なお知らせ

(2)

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外**の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。別途ご案内します。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

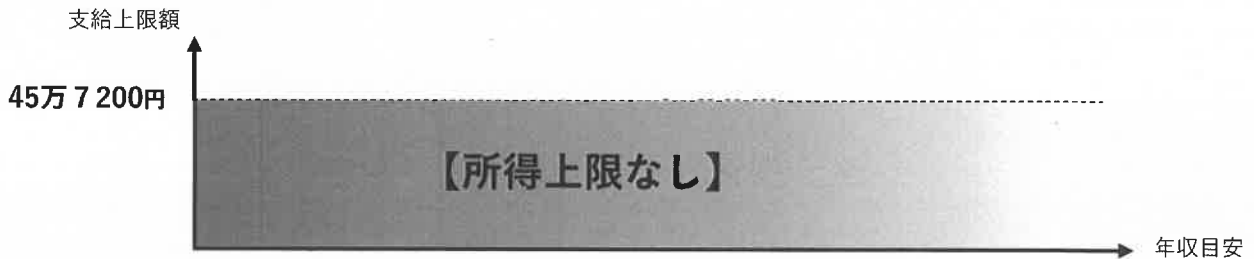
高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、**受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校へお問い合わせください。

学校

群馬県立前橋工業高等学校 事務室
電話 027-264-7100

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。

支給上限額

45万7200円

【所得上限なし】

年収目安



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格の関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・住民票の写し（原本）
- ・特別永住者証明書の写し（コピー）
- ・在留カードの写し（コピー）

（家族滞在は以下の書類も提出）

- ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校へお問い合わせください。

学校

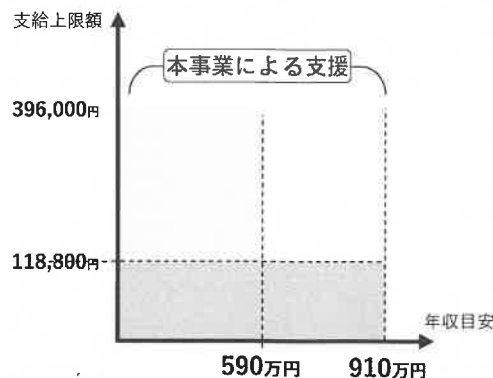
群馬県立前橋工業高等学校 事務室
電話 027-264-7100

就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち 新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



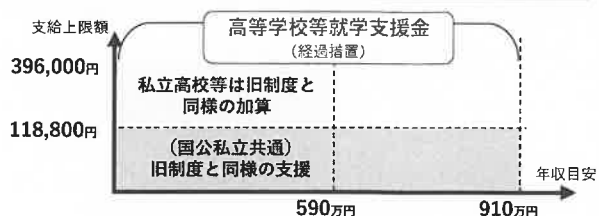
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

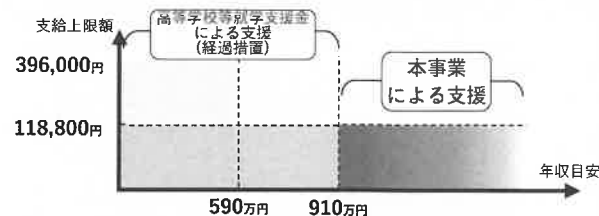
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満**の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上**の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

別途ご案内します。不明点は
学校へお問い合わせください。

学校

群馬県立前橋工業高等学校 事務室
電話 027-264-7100